

## 添付資料3-1「標準引越運送約款」等について

添付資料3-1は、第3号様式の下記について確認するため、実際の見積りでお客様に渡している約款を提出してください。

確認内容：第3号様式【1. 引越しの安全や約款などコンプライアンスの遵守】

- (1) 「標準引越運送約款」または「国土交通大臣の認可を得ている引越運送約款」を使用している。
- (2) 「引越運送約款」を遵守している。
- (4) 見積りの際、「引越運送約款」を渡し説明している。

\*添付資料はA4サイズに統一して右肩に資料番号『3-1』と必ず記入してください。

必ず資料番号を  
記入してください。

### 添付資料3-1 見本

3-1

標準引越運送約款	
(平成三十一年三月八日国土交通省告示第三百二十一号)	
第一編 第一章 基本規定	
第一条 定義	
第二条 適用範囲	
第三条 事業者と被運送者の権利・義務	
第四章 倉庫の運送	
第五章 荷物の運送	
第六章 施設の運送	
第七章 計算料金	
第八章 費用	
第九章 負担	
第十章 紛争の解決	
第十一章 附則	
第十二章 附則	

最新の標準引越運送約款は  
平成三十一年三月八日  
国土交通省告示第三百二十一号です。

日付、告示番号が最新のもの  
であるか確認してください。  
(最新のものでなければ使用  
できません。)